

公共工事における遠隔臨場の制度改定について

(令和5年4月改定)

○改定概要

- ・発注者及び受注者の業務の効率化を推進するため、遠隔臨場の対象工事を市が発注する土木工事において「予定価格1千万円以上かつ現場作業が1ヶ月以上の工事」に拡大します。
- ・対象工事については、契約後の実施を必須とします。

	改定	現行
対象工事	<u>土木工事において予定価格が1千万円以上かつ現場作業が1ヶ月以上の工事</u>	<ul style="list-style-type: none">・建設現場への移動時間が片道概ね60分以上を要する工事・上記によらず遠隔臨場により業務の効率化が図れると判断した工事
実施方法	<u>実施の選択は無し</u>	受注者は遠隔臨場を実施するか否かを選択することができる。

※通信機器の選定・運用及び費用の計上方法については、従前の「公共工事における遠隔臨場の概要」(令和4年4月策定)によるものとしします。

※改定後の対象工事に該当しない工事で、遠隔臨場を実施する場合は、従前の「公共工事における遠隔臨場の概要」(令和4年4月策定)によるものとしします。

○施行

令和5年4月1日